

# 令和2年5月定例教育委員会議案

中津市教育委員会

# 令和2年5月定例教育委員会提出案件

(令和2年5月22日提出)

## (議案事項)

議第14号	令和2年度6月補正予算（第2号）について	P 1
議第15号	中津市立学校管理規則の一部改正について	P 7
議第16号	中津市公民館条例の一部改正について	P 11
議第17号	令和2年度中津市教育委員会の施策について	P 17
議第18号	専決処分報告について	P 18

## (報告事項)

報 告	中津市学校臨時休業対策費補助金交付要綱の一部改正について	P 23
-----	------------------------------	------

令和2年度6月補正予算（第2号）について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

令和2年5月22日提出

中津市教育委員会

教育長 栗田英代

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
15	国庫支出金	15,079,735	259,479	15,339,214
	2 国庫補助金	9,635,041	259,479	9,894,520
19	繰入金	2,603,589	167,410	2,770,999
	1 基金繰入金	2,603,586	167,410	2,770,996
22	市債	4,115,400	48,500	4,163,900
	1 市債	4,115,400	48,500	4,163,900
	歳入合計	50,921,848	475,389	51,397,237

# 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
10	教育費	4,147,472	475,389	4,622,861
	2 小学校費	582,470	301,234	883,704
	3 中学校費	588,377	174,155	762,532
	歳 出 合 計	50,921,848	475,389	51,397,237

2 歳 入

1 5 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

(単位：千円)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
15		国庫支出金	15,079,735	259,479	15,339,214
	2	国庫補助金	9,635,041	259,479	9,894,520
	6	教育費国庫補助金	45,016	259,479	304,495
19		繰入金	2,603,589	167,410	2,770,999
	1	基金繰入金	2,603,586	167,410	2,770,996
	1	財政調整基金繰入金	1,753,241	167,410	1,920,651
22		市債	4,115,400	48,500	4,163,900
	1	市債	4,115,400	48,500	4,163,900
	8	教育債	516,800	48,500	565,300

節		説 明	
区 分	金 額		
1	小学校費補助金	公立学校情報機器整備費補助金 公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金	131,041 32,708
2	中学校費補助金	公立学校情報機器整備費補助金 公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金	79,838 15,892
1	財政調整基金繰入金	財政調整基金繰入金	179,233
1	小学校債	教育振興事業債	32,700
2	中学校債	教育振興事業債	15,800

10 款 教育費  
2 項 小学校費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国庫支出金	地方債	その他		
10	教育費	4,147,472	475,389	4,622,861	259,479	48,500		167,410
2	小学校費	582,470	301,234	883,704	163,749	32,700		104,785
2	教育振興費	206,736	301,234	507,970	163,749	32,700		104,785
					国庫支出金	市債		
					163,749	32,700		

節		説 明	
区 分	金 額		
13	委託料	11,721	
13	委託料	83,107	
14	使用料及び賃借料	1,481	
18	備品購入費	204,925	
		<b>002 教育振興事業費</b>	<b>301,234</b>
		11 需用費 (消耗品費)	11,721
		13 委託料 (教育システム導入委託料) (教育システム運用支援委託料) (教育システム整備委託料)	83,107
		14 使用料及び賃借料 (機械器具使用料)	1,481
		18 備品購入費 (タブレット端末)	204,925

10 款 教育費  
3 項 中学校費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国庫支出金	地方債	その他		
10	教育費	4,147,472	475,389	4,622,861	259,479	48,500		167,410
3	中学校費	588,377	174,155	762,532	95,730	15,800		62,625
2	教育振興費	143,025	174,155	317,180	95,730	15,800		62,625
					国庫支出金	市債		
					95,730	15,800		

節		説 明
区 分	金 額	
13	委託料	7,154
13	委託料	40,380
14	使用料及び賃借料	720
18	備品購入費	125,901
		<b>002 教育振興事業費</b>
		11 需用費 (消耗品費) 7,154 (7,154)
		13 委託料 (教育システム導入委託料) 40,380 (7,529)
		(教育システム運用支援委託料) (1,067)
		(教育システム整備委託料) (31,784)
		14 使用料及び賃借料 (機械器具使用料) 720 (720)
		18 備品購入費 125,901 (125,901)
		(タブレット端末)
		<b>177,039</b>

中津市立学校管理規則の一部改正について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

令和2年5月22日提出

中津市教育委員会

教育長 栗田英代

# 中津市立学校管理規則の一部を改正する規則の概要

## 1. 提案理由

新型コロナウイルス感染拡大防止による小中学校の臨時休業に伴い不足する授業時間数を補うため、令和2年度に限り、第1学期、夏季休業日及び第2学期の期間を変更します。

## 2. 内容

- ・令和2年度に限り、期間を変更します。

第1学期	4月1日から 8月24日まで	⇒	4月1日から 8月19日まで
夏季休業日	7月21日から 8月24日まで	⇒	8月8日から 8月19日まで
第2学期	8月25日から 12月31日まで	⇒	8月20日から 12月31日まで

※1学期終業式 8月 7日（金）

2学期始業式 8月20日（木）

## 3. 施行期日等

施行期日 公布の日から施行

教育委員会 学校教育課  
学校教育係（内線495）

中津市立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

中津市長 奥 塚 正 典

中津市規則第 号

中津市立学校管理規則の一部を改正する規則

中津市立学校管理規則（昭和 33 年中教規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

3 令和 2 年度に限り、第 2 条中「8 月 24 日」とあるのは「8 月 19 日」と、「8 月 25 日」とあるのは「8 月 20 日」と、第 3 条第 1 項第 4 号中「7 月 21 日」とあるのは「8 月 8 日」と、「8 月 24 日」とあるのは「8 月 19 日」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新旧対照表

○中津市立学校管理規則

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行し、昭和33年4月1日から適用する。</p> <p>2 中津市立幼稚園については、当分の間本規則を準用する。</p> <p>3 令和2年度に限り、第2条中「8月24日」とあるのは「8月19日」と、  <u>「8月25日」とあるのは「8月20日」と、第3条第1項第4号中「7月21日」とあるのは「8月8日」と、「8月24日」とあるのは「8月19日」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行し、昭和33年4月1日から適用する。</p> <p>2 中津市立幼稚園については、当分の間本規則を準用する。</p> <p>(新設)</p>

中津市公民館条例の一部改正について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

令和2年5月22日提出

中津市教育委員会

教育長 栗 田 英 代

# 中津市公民館条例の一部を改正する条例の概要

## 1. 趣旨

和田公民館の建て替えに伴い、名称及び位置の変更のため、必要な改正を行うもの。

## 2. 改正内容

和田公民館の建て替え事業（和田コミュニティーセンター（仮称）建設事業）が令和2年夏ごろ完了の見通しとなり、それに伴い、名称を「和田コミュニティーセンター」に、位置（所在地）を「中津市大字定留1776番地1」から「中津市大字定留1929番地」に変更する。

また、施設に合わせた使用料にするため、これら必要な改正を行う。

## 3. 施行期日等

公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行（現時点では、具体的な事業の完了日並びに竣工式等の日程が未定のため）

議第 号

中津市公民館条例の一部改正について

中津市公民館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 年 月 日提出

中津市長 奥 塚 正 典

記

中津市公民館条例の一部を改正する条例

中津市公民館条例（昭和59年中津市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中津市和田公民館の項を次のように改める。

中津市和田コミュニティーセンター	中津市大字定留1929番地
------------------	---------------

別表ア中「三保交流センター」の次に「・和田コミュニティーセンター」を加え、同表中イを削り、ウをイとし、エからキまでをウからカまでとする。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。

説 明

和田公民館の建て替えに伴い、本案のように改正いたしたく提出する。

新旧対照表

○中津市公民館条例

改正後	改正前																															
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">中津市和田コミュニティーセンター</td> <td style="text-align: center;">中津市大字定留1929番地</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p> <p>別表 (第6条関係)</p> <p>公民館及び地区公民館使用料金表</p> <p>ア 南部公民館・北部公民館・豊田公民館・小楠コミュニティーセンター・鶴居コミュニティーセンター・大幡コミュニティーセンター・如水コミュニティーセンター・三保交流センター・和田コミュニティーセンター・今津コミュニティーセンター・沖代公民館</p> <p>表 略</p> <p>(削る。)</p>	名称	位置	略	略	中津市和田コミュニティーセンター	中津市大字定留1929番地	略	略	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">中津市和田公民館</td> <td style="text-align: center;">中津市大字定留1776番地1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p> <p>別表 (第6条関係)</p> <p>公民館及び地区公民館使用料金表</p> <p>ア 南部公民館・北部公民館・豊田公民館・小楠コミュニティーセンター・鶴居コミュニティーセンター・大幡コミュニティーセンター・如水コミュニティーセンター・三保交流センター            _____・今津コミュニティーセンター・沖代公民館</p> <p>表 略</p> <p>イ 和田公民館</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">時間帯</th> <th style="text-align: center;">9時から17時まで 1時間あたり単価</th> <th style="text-align: center;">17時から22時まで 1時間あたり単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">使用室</td> <td style="text-align: center;">1,100円</td> <td style="text-align: center;">1,320円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">会議室</td> <td style="text-align: center;">320円</td> <td style="text-align: center;">440円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">和室 (1室につき)</td> <td style="text-align: center;">1,100円</td> <td style="text-align: center;">1,320円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">調理実習室</td> <td style="text-align: center;">1,100円</td> <td style="text-align: center;">1,320円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 冷暖房設備を使用する場合は、冷暖房設備使用料として、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を使用室の使用料に加算する。ただし、市又は委員会が主催する事業で使用する場合は、冷暖房設備使用料を徴収しない。</p> <p>(1) 使用する公民館の登録を受けている団体等が使用する場合</p>	名称	位置	略	略	中津市和田公民館	中津市大字定留1776番地1	略	略	時間帯	9時から17時まで 1時間あたり単価	17時から22時まで 1時間あたり単価	使用室	1,100円	1,320円	会議室	320円	440円	和室 (1室につき)	1,100円	1,320円	調理実習室	1,100円	1,320円
名称	位置																															
略	略																															
中津市和田コミュニティーセンター	中津市大字定留1929番地																															
略	略																															
名称	位置																															
略	略																															
中津市和田公民館	中津市大字定留1776番地1																															
略	略																															
時間帯	9時から17時まで 1時間あたり単価	17時から22時まで 1時間あたり単価																														
使用室	1,100円	1,320円																														
会議室	320円	440円																														
和室 (1室につき)	1,100円	1,320円																														
調理実習室	1,100円	1,320円																														

改正後	改正前
<p>イ 三光公民館 表 略</p> <p>ウ 本耶馬溪公民館 表 略</p> <p>エ 樋田地区公民館・上津地区公民館・屋形地区公民館・東谷地区公民館・西谷地区公民館 表 略</p> <p>オ 耶馬溪公民館（サニーホール） 表 略</p> <p>カ 城井地区公民館・津民地区公民館・山移地区公民館・深耶馬地区公民館・下郷地区公民館 表 略</p>	<p><u>1時間当たり100円</u> <u>(2) 前号に定める場合以外の場合 使用室の使用料の5割に相当する額（10円未満切捨て）</u></p> <p>ウ 三光公民館 表 略</p> <p>エ 本耶馬溪公民館 表 略</p> <p>オ 樋田地区公民館・上津地区公民館・屋形地区公民館・東谷地区公民館・西谷地区公民館 表 略</p> <p>カ 耶馬溪公民館（サニーホール） 表 略</p> <p>キ 城井地区公民館・津民地区公民館・山移地区公民館・深耶馬地区公民館・下郷地区公民館 表 略</p>

令和2年度中津市教育委員会の施策について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

令和2年5月22日提出

中津市教育委員会

教育長 栗 田 英 代

## 令和2年度 中津市教育委員会施策 一覧

施策別基本目標		基本姿勢	施策名	担当課
1	学びたい教育のまちづくり (学校教育)	学校教育の充実 (義務教育の充実)	1 確かな学力の育成	学校教育課
			2 組織的ないじめ・不登校対策の推進	学校教育課
		学校教育の充実 (小・中・高・短期大学との連携促進)	3 新しい時代に必要な総合力の育成	学校教育課
		学校教育の充実 (幼児教育の充実)	4 幼稚園教育内容の充実	学校教育課
		安心安全な学校施設の計画的整備 促進	5 安心安全な学校施設の計画的整備	教育総務課
		学校給食の充実	6 地産地消の推進	体育・給食課
2	学びたい教育のまちづくり (生涯学習・産業教育の推進)	生涯学習の推進	7 生涯学習推進基盤の整備及び公民館、コミュニティーセンターの利用促進	社会教育課
			8 学習機会の拡充と学習効果の活用	社会教育課
			9 新中津市学校の活用	社会教育課
		教育の協働	10 協育による中津の子ども未来創造事業	社会教育課
		生涯学習センター「学びん館」	11 生涯学習センター事業の充実	社会教育課
		産業教育の推進	12 キャリア教育の充実	学校教育課
			13 多様な体験の場の活用	社会教育課
		図書館の充実	14 図書館機能の充実	小幡記念図書館
15 読書活動の推進	小幡記念図書館			
3	学びたい教育のまちづくり (文化・スポーツの推進)	スポーツの振興	16 生涯スポーツの推進	体育・給食課
			17 競技力向上及びジュニアの育成	体育・給食課
			18 市民ニーズに応えるスポーツ施設の整備や多機能多目的な施設利用	体育・給食課
			19 東京2020オリンピック・パラリンピック事前キャンプ地誘致活動	体育・給食課
		文化・芸術活動の推進	20 文化施設の充実	社会教育課
			21 文化芸術活動の推進	社会教育課
		歴史と文化の伝承	22 資料館活動の充実	社会教育課
			23 文化財保護体制の確立	社会教育課
24 文化財の保存・活用	社会教育課			
4	学びたい教育のまちづくり (教育委員会活動の充実)	教育委員会活動の充実	25 教育委員会の機能強化	教育総務課

専決処分報告について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

令和2年5月22日提出

中津市教育委員会

教育長 栗田英代

報告第 号

専決処分報告について

和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び市長の専決処分事項に関する条例（昭和43年中津市条例第39号）第1号及び第2号の規定により、次のように専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和2年 6月 1日提出

中津市長 奥 塚 正 典

記

和解及び損害賠償の額の決定について

事故状況及び和解の内容、損害賠償の額

事故発生日		令和2年2月28日 午後3時00分頃		
事故発生場所		中津市大字牛神459番地2 地内		
当事者氏名		当事者住所等		物損人身別
		住所等		
事故 当 事 者	(A)	■ ■	中津市沖代町	
	(B)	■ ■	中津市諸町	物損
	(C)			
<p>事故発生状況</p> <p>中津中学校用務嘱託員（A）が草刈機で駐車場フェンス付近の草刈作業をしていたとき、駐車中の（B）の車に草刈機で弾いた小石が当たりバックウィンドウガラスを破損させた。</p>				
損害賠償の額		59,840円		
示談成立年月日		令和2年3月25日		

中津市学校臨時休業対策費補助金交付要綱の一部改正について

上記について、別紙のとおり報告いたします。

令和2年5月22日提出

中津市教育委員会

教育長 栗 田 英 代

# 中津市学校臨時休業対策費補助金交付要綱の一部改正の概要

## 1. 提案理由

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る小中学校、幼稚園への対応として、臨時休業に伴う食材のキャンセル料や発熱等の風邪症状がみられる児童生徒等を出席停止とした際の給食費を学校運営審議会に補助し、保護者の負担軽減に資するため必要な改正を行う

## 2. 改正内容

- ・ 学校給食費返還等事業（改正） 令和2年3月2日から春季休業の前日までの間の臨時休業に限る規定を夏季休業までの間に改める
- ・ 学校給食費補てん事業（新規） 小中学校、幼稚園の臨時休業以外で、発熱等の風邪症状がみられる児童生徒を出席停止とした際の給食費を学校運営審議会に補助する
- ・ 給食費1人あたり日額上限：

小学校	250円
中学校	280円
幼稚園	240円

## 3. 施行期日

施行期日 公示の日から施行し、令和2年4月1日から適用する

中津市告示第193号

中津市学校臨時休業対策費補助金交付要綱（令和2年中津市告示第115号）の一部を次のように改正する。

令和2年5月18日

中津市長 奥塚正典

第2条を次のように改める。

（交付の目的）

第2条 この補助金は、新型コロナウイルス感染症対策として次の各号に掲げる事業（以下「補助事業」という。）の区分に応じ、当該各号に定める経費を市が補助することにより、保護者の負担軽減等を図ることを目的とする。

（1） 学校給食費返還等事業

中津市学校給食運営審議会（以下「運営審議会」という。）が、中津市立小中学校の臨時休業（令和2年3月2日から夏季休業の開始日の前日までの間における臨時休業（学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条に基づく臨時休業をいう。以下同じ。）に伴う学校給食休止に係る学校給食費を保護者に対して返還等するために要した経費

（2） 衛生管理改善事業

市と令和元年度中に契約を行ったが、学校の臨時休業による学校給食休止に伴い、契約変更等を行った学校給食調理業者（パン、米飯、めん等の最終加工・納品業者を含む。以下同じ。）が、令和2年4月からの学校給食再開に向けた新型コロナウイルス感染症も踏まえた衛生管理の徹底・改善を図るため、職員研修や設備等の購入に要した経費

（3） 学校給食費補填事業

運営審議会が、中津市立小中学校が臨時休業を解除し、学校給食が再開された日以後において児童生徒が登校しなかったこと（学校長が当該行為を出席停止の取扱いとした場合に限る。）に伴う当該出席停止又は中津市立幼稚園の幼児が登園自粛要請に応じて登園しなかったこと（園長が当該行為を出席停止の取扱いとし

た場合に限る。)に伴う当該出席停止に係る学校給食費を保護者に対して補填するために要した経費

第3条第1項中「中津市が」を「前条各号に掲げる補助事業を実施するもの（以下「補助事業者」という。）が当該」に改める。

第4条から第15条までの規定中「補助事業者等」を「補助事業者」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

事業名	補助対象経費	補助金の額
1 学校給食費返還等事業	臨時休業の期間に応じ、次の各号に掲げる経費  (1) 補助事業者がキャンセルせずに食材を購入するために要した経費及び当該食材の処分に要した経費（補助事業者が当該食材を転売できた場合は、その売上金額分は除く。次号において同じ。）  (2) 既に発注されていた食材をキャンセルした場合にかかる違約金等の支払に要した経費  (3) 保護者に返金する際の銀行振込手数料その他の返金等に要する経費	補助対象経費の10分の10（千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）

<p>2 衛生管理改善事業</p>	<p>学校給食調理業者ごとに、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に規定する経費の合計金額</p> <p>(1) 研修参加料やテキスト代その他の職員研修に必要な経費（従業員3人以下（代表者を含め4人以下）の場合に限り、当該研修を開催する場合に伴う会場借料費や業務代替人件費を含む。）</p> <p>(2) 設備等の購入に要する経費として次に掲げるもの</p> <p>ア 設備更新費 自動手洗消毒器などの衛生管理に必要な設備の更新に要する経費（運搬費、設置・据え付け費を含む。）。</p> <p>イ 消耗品費 エプロン、帽子（落髪防止用）、手袋、マスク、長靴（防滑性）、アルコール溶液、デジタル温度計（食品用非防水センサー）、室内用温度計、ステップ</p>	<p>補助対象経費の10分の10（千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）。ただし、この項の中欄の各号に規定する経費の区分に応じ、次の各号に掲げる金額を限度とする。</p> <p>(1) 従業員の規模に応じ、次の区分による金額</p> <p>ア 従業員3人以下（代表者を含め4人以下）の場合 研修期間は3日、研修参加者は4人までとし、1日あたり1人18千円、総額22万円</p> <p>イ 従業員4人以上（代表者を含め5人以上）の場合 研修期間は1日、研修参加者は1人までとし、1日あたり5千円、総額5千円</p> <p>(2) 次に区分による金額</p> <p>ア 設備更新費 45万円</p> <p>イ 消耗品費 30万円</p>
-------------------	--	--

	<p>オンコンテナ、キャベジカンドーリーその他の衛生関係消耗品の購入に要する経費</p>	
<p>3 学校給食費補填事業</p>	<p>臨時休業以外の期間に応じ、児童生徒及び幼児が欠席する際、本来保護者が負担することとなっている給食費に相当する額を補助事業者が負担した場合に要した経費</p>	<p>補助対象経費の10分の10（千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる）。ただし、児童生徒及び幼児1人あたりの日額で、次の各号の区分による金額を限度とする。</p> <p>(1) 小学校 250円</p> <p>(2) 中学校 280円</p> <p>(3) 幼稚園 240円</p>

附 則

この告示は、公示の日から施行し、改正後の中津市学校臨時休業対策費補助金交付要綱の規定は、令和2年4月1日から適用する。

新旧対照表

○中津市学校臨時休業対策費補助金交付要綱

改正後	改正前
<p><u>(交付の目的)</u></p> <p>第2条 この補助金は、新型コロナウイルス感染症対策として次の各号に掲げる事業（以下「補助事業」という。）の区分に応じ、当該各号に定める経費を市が補助することにより、保護者の負担軽減等を図ることを目的とする。</p> <p><u>(1) 学校給食費返還等事業</u></p> <p>中津市学校給食運営審議会（以下「運営審議会」という。）が、中津市立小中学校の臨時休業（令和2年3月2日から夏季休業の開始日の前日までの間における臨時休業（学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条に基づく臨時休業をいう。以下同じ。）に伴う学校給食休止に係る学校給食費を保護者に対して返還等するために要した経費</p> <p><u>(2) 衛生管理改善事業</u></p> <p>市と令和元年度中に契約を行ったが、学校の臨時休業による学校給食休止に伴い、契約変更等を行った学校給食調理業者（パン、米飯、めん等の最終加工・納品業者を含む。以下同じ。）が、令和2年4月からの学校給食再開に向けた新型コロナウイルス感染症も踏まえた衛生管理の徹底・改善を図るため、職員研修や設備等の購入に要した経費</p> <p><u>(3) 学校給食費補填事業</u></p> <p>運営審議会が、中津市立小中学校が臨時休業を解除し、学校給食が再開された日以後において児童生徒が登校しなかったこと（学校長が当該行為を出席停止の取扱いとした場合に限る。）に伴う当該出席停止又は中津市立幼稚園の幼児が登園自粛要請に応じて登園しなかったこと（園長が当該行為を出席停止の取扱いとした場合に限る。）に伴う当該出席停止に係る学校給食費を保護者に対して補填するために要した経費</p>	<p><u>(交付の目的)</u></p> <p>第2条 この補助金は、新型コロナウイルス感染症対策として中津市が行う、以下の事業（以下「補助事業」という。）毎に記載した内容を目的とする。</p> <p><u>(1) 学校給食費返還等事業</u></p> <p>中津市立小中学校が臨時休業（令和2年3月2日から春季休業の開始日の前日までの間における学校保健安全法第20条に基づく臨時休業）（以下「臨時休業」という。）に伴う学校給食休止に係る学校給食費を保護者に対して返還等するための経費を中津市学校給食運営審議会が支援する事業（以下「補助事業①」という。）に対して補助を行うことにより、保護者の負担軽減等に資すること。</p> <p><u>(2) 衛生管理改善事業</u></p> <p>中津市学校給食運営審議会が、令和元年度中に契約を行い、学校の臨時休業による学校給食休止に伴い、契約変更等を行った学校給食調理業者（パン、米飯、めん等の最終加工・納品業者を含む）（以下「学校給食調理業者」という。）に対し、令和2年4月からの学校給食再開に向けた新型コロナウイルス感染症も踏まえた衛生管理の徹底・改善を図るため、中津市が職員研修や設備等の購入に係る経費を支援する事業（以下「補助事業②」という。）。</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	改正前
<p>(交付の対象及び補助率)</p> <p>第3条 市長は、<u>前条各号に掲げる補助事業を実施するもの</u>（以下「<u>補助事業者</u>」という。）が当該補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として市長が認める経費（以下「<u>補助対象経費</u>」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>2・3 略</p> <p>(補助金の交付の申請)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 <u>補助事業者</u> は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「<u>消費税等仕入控除税額</u>」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。</p> <p>(変更等の承認)</p> <p>第6条 <u>補助事業者</u> は、補助事業の内容、経費の配分若しくは執行計画の変更をする場合又は補助事業の全部若しくは一部を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、あらかじめ補助事業変更等承認申請書（様式第3号）により市長の承認を受けなければならない。ただし、交付目的を変えないで、補助金の交付決定額に影響を及ぼさない軽微な変更をする場合を除く。</p> <p>第7条 <u>補助事業者</u> は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに補助事業事故報告書（様式第4号）により市長に報告し、その指示を受けなければならない。</p> <p>(状況報告)</p>	<p>(交付の対象及び補助率)</p> <p>第3条 市長は、<u>中津市が</u> _____ 補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として市長が認める経費（以下「<u>補助対象経費</u>」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>2・3 略</p> <p>(補助金の交付の申請)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 <u>補助事業者等</u> は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「<u>消費税等仕入控除税額</u>」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。</p> <p>(変更等の承認)</p> <p>第6条 <u>補助事業者等</u> は、補助事業の内容、経費の配分若しくは執行計画の変更をする場合又は補助事業の全部若しくは一部を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、あらかじめ補助事業変更等承認申請書（様式第3号）により市長の承認を受けなければならない。ただし、交付目的を変えないで、補助金の交付決定額に影響を及ぼさない軽微な変更をする場合を除く。</p> <p>第7条 <u>補助事業者等</u> は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに補助事業事故報告書（様式第4号）により市長に報告し、その指示を受けなければならない。</p> <p>(状況報告)</p>

改正後	改正前
<p>第9条 <u>補助事業者</u> は、補助事業の遂行及び支出状況について市長の要求があったときは、速やかに状況報告書（様式第6号）により市長に報告しなければならない。</p> <p>（実績報告）</p>	<p>第9条 <u>補助事業者等</u> は、補助事業の遂行及び支出状況について市長の要求があったときは、速やかに状況報告書（様式第6号）により市長に報告しなければならない。</p> <p>（実績報告）</p>
<p>第10条 略</p>	<p>第10条 略</p>
<p>2 <u>補助事業者</u> は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。</p> <p>（補助金の額の確定）</p>	<p>2 <u>補助事業者等</u> は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。</p> <p>（補助金の額の確定）</p>
<p>第11条 市長は、規則第12条の規定により交付すべき補助金の額を確定したときは、補助金交付確定通知書（様式第8号）により<u>補助事業者</u> に通知するものとする。</p> <p>（補助金の請求）</p>	<p>第11条 市長は、規則第12条の規定により交付すべき補助金の額を確定したときは、補助金交付確定通知書（様式第8号）により<u>補助事業者等</u> に通知するものとする。</p> <p>（補助金の請求）</p>
<p>第12条 <u>補助事業者</u> は、規則第12条の規定により交付すべき補助金の額が確定したときは、補助金精算（概算）払請求書（様式第9号）により市長に補助金を請求するものとする。</p>	<p>第12条 <u>補助事業者等</u> は、規則第12条の規定により交付すべき補助金の額が確定したときは、補助金精算（概算）払請求書（様式第9号）により市長に補助金を請求するものとする。</p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、交付すべき補助金の額が確定する前において、市長が特に必要があると認めるときは、<u>補助事業者</u> は交付の決定した額の範囲内において必要と認められる額を市長に請求できるものとする。</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、交付すべき補助金の額が確定する前において、市長が特に必要があると認めるときは、<u>補助事業者等</u> は交付の決定した額の範囲内において必要と認められる額を市長に請求できるものとする。</p>
<p>3 前項の規定により交付した補助金の額が、前条の規定に基づき確定した補助金の額に満たないときは、<u>補助事業者</u> はその不足する額について補助金精算（概算）払請求書により請求するものとし、同条の規定に基づき確定した補助金の額を超えるときは、市長はその超える額について規則第15条第2項の規定に基づき返還を命ずるものとする。</p> <p>（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）</p>	<p>3 前項の規定により交付した補助金の額が、前条の規定に基づき確定した補助金の額に満たないときは、<u>補助事業者等</u> はその不足する額について補助金精算（概算）払請求書により請求するものとし、同条の規定に基づき確定した補助金の額を超えるときは、市長はその超える額について規則第15条第2項の規定に基づき返還を命ずるものとする。</p> <p>（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）</p>
<p>第14条 <u>補助事業者</u> は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、補助金に係る消費税等仕入控除額確定報告書（様式第10号）より速やかに市長に報</p>	<p>第14条 <u>補助事業者等</u> は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、補助金に係る消費税等仕入控除額確定報告書（様式第10号）より速やかに市長に報</p>

改正後	改正前
<p>告しなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>(財産の処分等の制限)</p> <p>第15条 <u>補助事業者</u> は、規則第19条に規定する承認を受けようとするときは、財産処分等承認申請書(様式第11号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。</p>	<p>告しなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>(財産の処分等の制限)</p> <p>第15条 <u>補助事業者等</u> は、規則第19条に規定する承認を受けようとするときは、財産処分等承認申請書(様式第11号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。</p>

## 5月 教育委員会 報告

日・曜	時間	催 し 物	場 所	備 考
1日(金)	:	企画展「神宿る場所」(4/25～5/31)	中津歴史博物館	6/2～7/19に延期
	10:00	臨時校長会議	大会議室	5月7日以降の教育活動について
2日(土)	:			
3日(日)	:			
4日(月)	:			
5日(火)	:			※第17回市対策本部会議(専門家会議5/1の状況分析・提言、大分県の対応等共有、公共施設の休館の方針)
6日(水)	:			
7日(木)	:			
8日(金)	:			※第18回市対策本部会議
9日(土)	:			
10日(日)	:			
11日(月)	9:00	「こども読書週間」各種イベント終了4/23より	各図書館内	
	11:00	おはなし会(幼児向け)	図書館視聴覚室	
12日(火)	18:30	施策検討委員会	教育委員会室	今後の教育活動について校長会三役と協議
13日(水)	13:30	中津市教育課程研究協議会	三光中学校・山日小学校	総会:中止、部会:延期
14日(木)	:			
15日(金)	:			※第19回市対策本部会議(小中学校の今後の対応について)
16日(土)	:			
17日(日)	:			
18日(月)	11:00	おはなし会(幼児向け)	図書館視聴覚室	※小中学校、分散登校開始
		校長面談 I 開始(～22日)		校長による学校経営ビジョン、目標、方策等の説明、共有
19日(火)	14:00	定例校長会議	大会議室	今後の感染防止対策、教育課程、学校行事、生徒指導等
20日(水)	10:30	あかちゃんタイム&赤ちゃんおはなし会	小幡記念図書館	
	13:30	第1回中津学	リアル・ドリーム	
	10:00	市議会教育産業建設委員会	委員会室	新型コロナウイルス感染症対策についての意見交換会
21日(木)	9:00	中津市授業研究会	緑ヶ丘中等	
22日(金)	13:30	定例教育委員会	教育委員会室	
23日(土)	:			
24日(日)	10:00	フリマ&マルシェ	永添運動公園	
25日(月)	11:00	おはなし会(幼児向け)	図書館視聴覚室	
26日(火)	:			
27日(水)	:			
28日(木)	:			
29日(金)	:			
30日(土)	:			
31日(日)	:			

## 6月 教育委員会行事予定表

日・曜	時間	催し物	場所	主催・担当課等	出席依頼者
1日(月)	:				
2日(火)	:	企画展「神宿る場所」(6/2~7/19)	中津歴史博物館		
3日(水)	:				
4日(木)	:				
5日(金)	:				
6日(土)	:				
7日(日)	:				
8日(月)	11:00	おはなし会(幼児向け)	図書館視聴覚室	小幡記念図書館	
9日(火)	:				
10日(水)	:				
11日(木)	:				
12日(金)	:				
13日(土)	13:00	第1回市民講座 ※延期(時期は未定)	新中津市学校	社会教育課	
14日(日)	:				
15日(月)	11:00	おはなし会(幼児向け)	図書館視聴覚室	小幡記念図書館	
16日(火)	:				
17日(水)	10:30	あかちゃんタイム&赤ちゃんおはなし会	小幡記念図書館	小幡記念図書館	
	13:30	第2回中津学	リル・ドリーム	生涯学習推進室	
18日(木)	:				
19日(金)	:				
20日(土)	10:30	体験型子ども科学館O-Labo	歴史博物館	大分県教育庁社会教育課	
21日(日)	:				
22日(月)	11:00	おはなし会(幼児向け)	図書館視聴覚室	小幡記念図書館	
23日(火)	:				
24日(水)	:				
25日(木)	:				
26日(金)	13:30	定例教育委員会	教育委員会室	教育総務課	教育長他
27日(土)	:				
28日(日)	:				
29日(月)	11:00	おはなし会(幼児向け)	図書館視聴覚室	小幡記念図書館	
30日(火)	:				